

奈良県告示第九十九号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第三十九条第一項の規定により、次のとおり土地区画整理組合の事業計画の変更を認可した。

平成二十一年六月二十六日

奈良県知事 荒井正吾

一 土地区画整理組合の名称

葛城市JＲ大和新庄駅東地区土地区画整理組合

二 事務所の所在地

葛城市北花内六七六番地

三 施行地区

葛城市柿本、北花内及び笛堂の各一部

四 事業施行期間

平成十八年四月四日から平成二十二年三月三十一日まで

五 設立認可の年月日

平成十八年三月二十七日

六 変更認可の年月日

平成二十一年六月十九日